

# 高梁市物品調達等入札心得

高梁市が行う物品調達等の指名競争入札に参加するにあたっては、次の点に注意してください。

## I 入 札

### 1. 入札の方法

- (1) 入札参加者は、仕様書、図面、見本、契約事項および現場等を熟知のうえ、「入札書」（様式 1）を 1 件ごとに作成してください。この場合において、入札者は、同一の入札について他の入札者の代理をすることはできません。
- (2) (1) の場合において、入札者が代理人を使用して入札させようとするときは、入札前に「委任状」（様式 2）を提出しなければなりません。この場合において代理人は、同一の入札について 2 人以上の代理をすることはできません。  
なお、委任状に収入印紙を貼付する必要はありません。
- (3) 入札書は特に認めた場合を除くほか、郵便による提出はできません。
- (4) 入札に参加する人数は、1 社につき 1 人とします。
- (5) 代理人が入札書を提出する場合は入札書投函前に委任状を入札執行者に提出してください。  
この場合の入札書の記載方法は、入札者（指名を受けた者または参加申請をした者）の所在地、名称、代表者名を記載（記名可）し、代理人氏名欄に代理人の氏名を記載（記名可）し、代理人印を押印してください。

### 2. 消費税および地方消費税の取り扱い

入札書に記載する金額は、消費税抜き（見積もった契約希望金額の 108 分の 100）の価格を入札書に記載してください。1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。

### 3. 入札の取り消し

入札者は、提出した入札書の引き換え、変更または取り消しをすることはできません。

### 4. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効となります。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 談合していた入札
- (3) 入札書の金額、氏名、印影または重要な文字が誤脱し、または不明である入札
- (4) 同一事項に対し 2 以上行った入札
- (5) 指定の日時までには到達しない入札
- (6) 代理人が 2 人以上の代理をして行った入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

## 5. 公正な入札の確保

入札参加者は、公正な入札の確保に努めなければなりません。「私的独占の禁止及び公正取引の促進に関する法律」に抵触する行為、刑法等に違反する行為を行ってはなりません。

### 5-2. 入札執行の延期等

入札者が連合もしくは不穏な行動をなすなど、入札を公平に執行することができないと認めるとき、または天災その他の理由により入札を執行することが困難であると認めるときは、入札の執行を延期、停止または中止することがあります。

## 6. 入札室内での注意事項

入札室内では、次の各号に注意してください。違反したときは退場を命ぜられることがあります。

- (1) 常に静粛にし、私語は絶対に慎むこと
- (2) 入札室には、酒気をおびて入場してはならない。
- (3) 入札室では禁煙とする。
- (4) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにしてください。使用は原則として禁止します。緊急に連絡の必要がある場合は、入札執行者の許可を受けてください。

## 7. 開札

開札は、入札書提出後直ちにその場で行います。この場合、入札者は立ち会ってください。立ち会わない場合は、当該入札に関係のない職員を立ち合わせて開札します。

## 8. 落札者の決定

有効な入札のうち、予定価格の制限内で、かつ最低制限価格がある場合はその価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。この場合、同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。くじを引かない者がある場合は、入札に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定します。

## 9. 再度入札

1回の入札で落札者が決定しないときは、直ちに再度入札を行います。入札回数は2回までとします。

2回目以降の入札の場合、入札書に記載する金額は前回の入札で一番低かった金額を下回る額を記入してください。一番低かった金額を下回る額では入札できない場合は、その時点で入札を辞退してください。

## 10. 入札の中止

再度入札を行い、入札者が2人に達しないときは入札を中止するものとします。

## 11. 入札の辞退

指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

- (1) 入札執行前には、「入札辞退届」(様式3)を入札執行担当課に直接持参、または郵送(入札日の前日までに到達するものに限る)してください。

なお、入札執行までに入札辞退届書を提出することが出来ない場合は、電話等で入札辞退の旨を入札執行担当課に告げて、後に、入札辞退届書を提出してください。

連絡なく無断で入札を欠席した場合は、次回からの入札の指名に影響することがあります。

- (2) 入札執行中には、口頭によりその旨を入札執行者に告げて確認を受けてください。

## 12. 質疑回答および同等品の取り扱いについて

### (1) 質疑回答

入札に関する質疑事項がある場合は「質疑書」(様式4)により、指定された日時までに指定された場所に提出してください。質疑がない場合は提出不要です。なお、定刻までに届かない場合は質疑がないものとみなします。回答は、指定した日時に指名業者全員に対して行います。

### (2) 同等品の取り扱い

仕様書において同等品が可とされている場合については、「同等品取扱承認願書」(様式5)を指定した日時までに指定された場所に提出してください。回答は、速やかに提出者に対して行います。

## 13. 指名停止等

落札後に契約を辞退した場合など「高梁市物品調達等入札参加資格者に係る指名停止要領」に基づき指名停止することがあります。

## II 契約の締結

### 1. 契約の締結

落札者は、落札後14日以内に契約書案を市に提出し、契約を締結してください。

### 2. 契約内容

契約事項は「物品購入契約書」のとおりですが、個々の契約等に係る条件は指名通知、仕様書等で確認してください。

## III その他

### 1. 関係法令規則等

上記のほか、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」「高梁市財務規則」等を熟知のうえ、入札してください。